

令和 3 年 7 月 30 日

事業主各位

〒990-0047

山形県山形市旅籠町一丁目12番53号

金子ビル2階

すこやか企業年金基金

Tel 023-634-8550

標準報酬の決定通知書及び改定通知書のご提出依頼について

平素から当基金運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、給付の額と掛金の額の基礎となる給与(基準給与)は、9月1日現在における標準報酬月額(厚生年金保険料の算定の基礎となるもの)を翌年8月までの各月に適用しております。

つきましては日本年金機構より送られてきます健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書(算定届の決定通知書)、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書(月額変更届の決定通知書 改定年月3年7月・3年8月3年9月)コピーをお送りくださいますようお願いいたします。